

健感発 0825 第 1 号
平成 21 年 8 月 25 日

各 都道府県
政令市
特別区

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行規則の一部を改正する省令について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 136 号。以下「改正省令」という。）は、本日、別添のとおり公布され、施行されることとなったところである。
改正の概要は、下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図り、その実施に遺漏なきを期したい。

記

第 1 改正の概要

- 1 医師が、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）を診断した場合について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出は、当分の間、不要であること。
- 2 当分の間、医師が、新型インフルエンザ（A/H1N1）により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合について、法第12条第6項において準用する同条第1項の規定に基づく届出は、当分の間、不要であること。

第 2 施行期日

公布の日（本日）から施行する。

健感発 0825 第 2 号
平成 21 年 8 月 25 日

各 都道府県
政令市
特別区

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生が疑われる場合
における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づく医師の届出については、平成 21 年 7 月 22 日健感発第 0722 第 2 号本職通知「新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」（以下「届出通知」という。）において、その症例定義や運用方針等について示し、貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしてきたところである。

今般、新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者の集団での発生が急増していることが確認されたことを受け、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）が改正され、法第 12 条の規定に基づく医師の届出が、当分の間、不要とされたところであるが、これを受け、今後の新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団での発生の把握及び当該集団に対する感染拡大防止対策について、下記のとおりの対応とすることとしたので、その実施に遺漏なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。

記

第 1 基本的な考え方

新型インフルエンザ（A／H1N1）については、今般、その感染の急激な拡大が確認され、本格的な流行が始まったと判断される状況となっているところ、今後は、感染の急激な拡大の早期探知の取組を停止するが、感染の

急激な拡大を可能な限り抑制するための個々の集団発生の端緒を把握するための取組は継続するものとし、これに基づき、各地域において、適切な感染拡大防止対策の徹底を図ることとする。

第2 新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る医師からの連絡と感染拡大防止対策の実施について

1 新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生の端緒の把握

6月19日に公表した「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」（以下「運用指針（改定版）」という。）に基づき、感染の急激な拡大を可能な限り抑制するために、集団発生での端緒を迅速かつ正確に把握する観点から、引き続き、以下のように実施することとする。

(1) 医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察した場合、当該患者に対する問診等を行い、当該患者が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設（以下「患者の属する施設」という。）において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団的な発生が疑われるかどうかを判断する。

問診等により、集団的な発生が疑わると判断した場合、医師は、直ちに次に掲げる情報を最寄りの保健所に連絡する。

ア 患者の属する施設の名称及び所在地

イ 患者から聴取した疫学情報（主に患者の属する施設で、どのような症状の者が、どの程度発生していると推測されるか等）

(2) 当該連絡を受けた保健所は、それまでに得ている情報を勘案し、患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A／H1N1）が集団的に発生していると判断した場合には、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行う。

また、保健所は、学校の設置者や社会福祉施設等の施設長等から、当該施設内において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の複数の患者の発生が疑われる旨の連絡を受けた場合においても、同様に、都道府県等の本庁に報告を行う。

(3) なお、現在のインフルエンザの流行状況等に鑑み、新型インフルエン